



米子市長 記者会見資料	
令和3年7月30日	
担当課 (担当者)	商工課 (頼田 真哉)
電話 (0859) 23-5215	

## 営業時間短縮要請に伴う米子市飲食事業者等特別支援金について

米子市では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とした営業時間短縮要請の対象エリア外に所在し、通常、20時以降も営業している飲食店等に対して、下記のとおり支援金を支給します。また、当該飲食店等に飲食料品や消耗品等を納入する事業者に対しても、支援金を支給します。

### 記

#### 1 支給対象者

##### (1) 飲食事業者

以下のア～カをすべて満たす飲食店等を運営していること。

ア 食品衛生法第52条に定める営業の許可を取得している飲食店及び喫茶店（カラオケ店を含む）

※対象外：宅配・テイクアウト、宿泊者のみを対象とするホテル・旅館の食堂、イートインスペースを有するスーパー・コンビニ、ネットカフェ等

イ 7月21日から米子市内で実施されている営業時間短縮要請の対象区域外に所在していること。

ウ 令和3年7月20日以前から営業していること。

エ 通常、20時以降も営業していること。

※通常、20時以降も営業している店舗が、7月21日以降、営業時間を短縮又は終日休業している場合も対象とする。

オ 令和3年7月又は8月のいずれかの売上高が、令和3年4月～6月の売上高の平均と比較して10%以上減少していること。

※新規創業等により売上高の減少率が計算できない場合、別途取扱いあり。

カ 鳥取県版飲食店ガイドライン等を遵守して感染予防・拡大防止対策を行っていること。

##### (2) 納入事業者

上記(1)ア、ウ、エ、カを満たす飲食店等へ飲食料品や消耗品（割りばし、おしぼり等）、サービス（クリーニング、清掃等）等を販売又はレンタルする事務所又は事業所を米子市内に運営し、以下のすべての要件を満たす事業者。

ア 令和3年7月又は8月のいずれかの売上高が、令和3年4月～6月の売上高の平均と比較して10%以上減少していること。

※新規創業等により売上高の減少率が計算できない場合、別途取扱いを検討。

イ 鳥取県版飲食店ガイドライン等を遵守して感染予防・拡大防止対策を行っていること。

※(1)及び(2)いずれも米子市暴力団排除条例に規定する暴力団員等に該当する者は支給対象外

#### 2 支給額

(1) 飲食事業者：対象店舗1店舗あたり 10万円

(2) 納入事業者：1事業者あたり 20万円

#### 3 申請受付期間 令和3年8月中旬から9月30日（木）まで

#### 4 申請方法 申請書（市ホームページから様式をダウンロード、又は市窓口等に配架）に必要事項を記入し、添付書類とともに原則、郵送にて申請

#### 5 支給時期 申請受付後、9月上旬から順次開始